

令和5年 (令和5年12月末現在)

駒ヶ根市 事故発生マップ



凡例	件数
● 追突	13件
○ 出会い頭	15件
● 右折車対直進車	3件
✕ 対歩行者	9件
✕ 対自転車 (内数)	2件
● 対二輪車 (内数)	1件
その他	7件

- 駒ヶ根市の事故の傾向**
- 人身事故 ▶ 事故形態の約60%が追突・出会い頭
- 交差点事故防止のポイント**
- 停止線では必ず止まりましょう
 - 左右の安全確認は確実に
- 追突事故防止のポイント**
- 車間距離を十分にとる (あおり運転をしない)
 - スマホ厳禁 前をしっかり見る

交通事故多発エリアで事故を防ぐには

対人・対自転車事故

- 横断歩道は歩行者優先です!
- 歩行者も交通ルールを守ろう!
- 自転車は車のなかま
～自転車はルールを守って安全運転～

追突事故

走行時 車間距離を充分に取る
夕暮れ時は早めのライト点灯

停止時 早めに軽くブレーキを踏んで、
後続車に注意を促す
停止時も前車との車間距離を取る

発信時 前の車が動き始めてから
ブレーキから足を離す

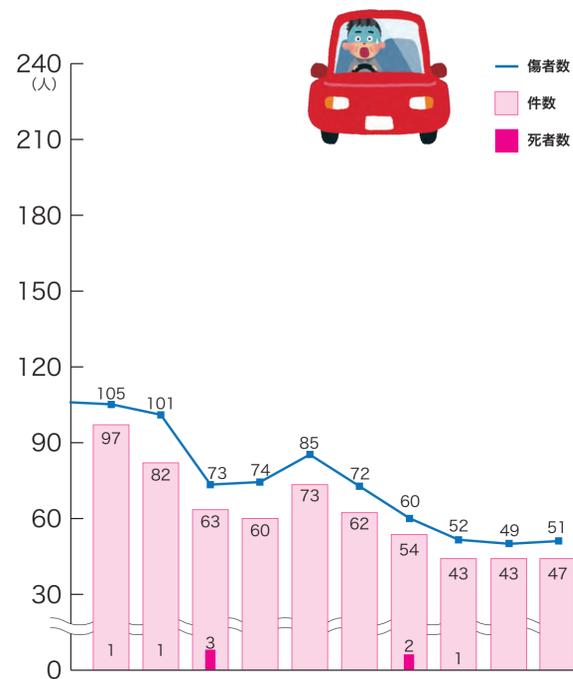
駒ヶ根市 令和5年交通事故発生 危険交差点マップ



駒ヶ根市交通安全推進協議会
駒ヶ根警察署

駒ヶ根市の交通事故

過去10年間の
交通事故発生状況

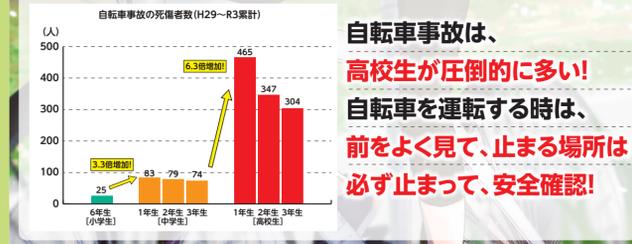


	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	97	82	63	60	73	62	54	43	43	47
死者	1	1	3	0	0	0	2	1	0	0
傷者	105	101	73	74	85	72	60	52	49	51

ヘルメット姿、 カッコいいじゃん!



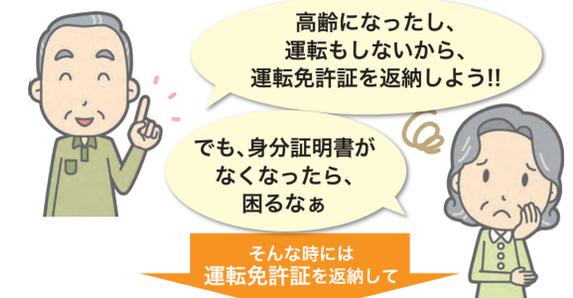
大切な“命”を
守ります!



自転車事故は、
高校生が圧倒的に多い!
自転車を運転する時は、
前をよく見て、止まる場所は
必ず止まって、安全確認!

駒ヶ根警察署・駒ヶ根市

ご存知ですか? 運転免許証は返納できます



高齢になったし、
運転もしないから、
運転免許証を返納しよう!!

でも、身分証明書が
なくなったら、
困るなあ

そんな時には
運転免許証を返納して

運転経歴証明書の交付が受けられます

氏名	安全 太郎	△月○日生	北信運転免許センター(長野市)	☎026-292-2345
住所	〇〇県△市 町21-2-1		東信運転免許センター(佐久市)	☎0267-53-1550
交付	〇年〇月〇日		中南信運転免許センター(塩尻市)	☎0263-53-6611
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)			駒ヶ根警察署	☎0265-83-0110
番号	123456789000			

~運転免許証の自主返納を支援します(駒ヶ根市)~

【支援内容】
●こまタク乗車券 1万円分(1回400円×25回)
※一人1回限り、乗車券を使用できるのは本人のみ ※乗車券の有効期限は、発行から2年間
【対象者】
次のいずれにも該当する人で、こまタクを利用する人
①駒ヶ根市内に住民登録されている人(年齢は不問)
②運転免許の全てを自主返納した人(一部のみの免許返納は対象外)
【申請先】
駒ヶ根市役所 総務部企画振興課 〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1 ☎0265-83-2111

高齢ドライバーや家族のみならず
高齢や病気で運転を続けることに
不安を感じたらお電話ください。
安全運転相談ダイヤル
8080
シャープ ハ レ バ レ

運転手のみなさんへ

ベテランでも
油断は禁物!!

身体能力に 合わせた運転を!!

身体能力の低下を正しく認識して、安全運転に心がけましょう。「過去の安全運転を過信しないようにしましょう。」



いつもの
交差点が
危険!!



通り慣れた道路は 要注意!!

運転開始直後と通り慣れた道路での事故が多発しています。「だるう運転」はやめ、「かもしれない運転」の励行に努めましょう。

気分が
悪いので、
運転はやめよう。

運転前の 体調チェック!!

運転中に体調を崩して、交通事故を起こす方もいます。体調がすぐれない時に運転するのは大変危険です。「運転を控えましょう。」



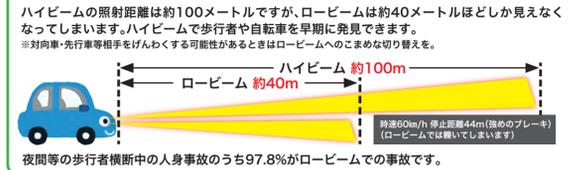
駐車場は
車も人も通るので
最も危険な地帯です!

後方の安全確認を忘れずに!

交通安全「私から!」



夜間は原則ハイビームで走行!



歩行者は反射材を着用しましょう!



自転車用ヘルメット 購入費の一部を補助

駒ヶ根市では、自転車用ヘルメットの着用率を上げることを目的に、令和6年1月4日から、着用率が低いとされる高校生世代と、事故による重症者が多い高齢者に対して、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助しています。

- 令和5年度分
- 申請期間 令和6年1月4日~令和6年3月31日
 - 補助対象者 市内に住所があり、市税等を滞納していない人 16歳~18歳までの方の保護者、65歳以上の方
 - 補助金額 購入費用の2分の1(上限2,000円、100円未満切捨) ※ヘルメットの使用者1人につき1個まで ※送料等は購入費に含まれません
 - 補助対象のヘルメット 令和5年4月1日以降に購入した新品のもの
 - 保持申請の手続き ①申請用紙を市役所危機管理課、または各支所で受け取るか、市ホームページからダウンロードして印刷する。 ②申請書と請求書に必要事項を記入して、領収書等の写しと購入したヘルメットがわかる書類(写真、保証書、カタログ等)の写し、申請者の本人確認ができるもの(免許書等)の写しを添付して、市役所危機管理課、または各支所に提出してください。

- 令和6年度分
- 令和6年1月1日現在、中学3年生の方、R6年4月1日~R7年3月31日の間に65歳になられる方は、令和6年4月1日以降に購入したヘルメットが対象となりますので、ご注意ください。
- 令和6年度分の申請については、後日市報等であらためてお知らせします。

問い合わせ先 市役所 危機管理課 消防交通安全係
TEL.0265-83-2111(内線221)

歩行中死者の7割は横断中。
あなた、守っていますか?
横断歩道は歩行者優先!
歩行者は横断歩道を利用!
横断歩道のルール違反に
人も車も交通ルールを守って無くそう! 交通事故。

駒ヶ根警察署・駒ヶ根市